

## 障害者権利条約の早期批准を求める意見書

国連障害者権利条約は、2006年12月13日、第61回国連総会本会議において採択され、2008年5月に発効した。日本政府も既に2007年9月に署名を行っているが、早急に批准すべきである。

この条約は、障がい者の人権の尊重と実施に向けての政府の義務を明確に宣言しており、すべての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。

したがって、政府においては障害者権利条約を早急に批准し、条約にある障がい者の権利が全うできるよう国内法制度を整備すべきである。

その際、条約の実現においては障がい者の参加が重要であることは言うまでもなく、その度合いが条約の実効性を大きく左右する。また、政府は条約締結に向けて、条約に照らして国内法令や行政慣行をしっかりと吟味し、条約規定に抵触する部分があれば、それを早急に変更しなければならない。さらに条約の趣旨、目的を一層効果的に実現するために必要な立法・行政措置を積極的に講ずるべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、国連障害者権利条約を早急に批准するとともに、国内法制度や行政慣行を早急に見直しするよう、下記事項について強く求めるものである。

### 記

- 1 国連障害者権利条約を早急に批准すること。
- 2 条約締結に向けて、条約に照らして国内法令や行政慣行を見直すこと。
- 3 条約の趣旨や目的を実現するために必要な立法行政措置を積極的に講ずること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司